

# 鶴岡市緑の基本計画

## (概要版)

鶴岡市 都市計画課



# 1. 計画改定の背景

## ■ 緑の基本計画の改定の背景

- (1) 旧鶴岡市の区域を対象とし、平成11年に策定した現行の「鶴岡市緑の基本計画」が、目標年次（平成27年）に達したこと。
- (2) 平成17年10月の市町村合併に伴い、都市計画区域を統合し、鶴岡市全域を対象とした計画が必要なこと。
- (3) 本計画の根拠法となる都市緑地法の一部改正や、鶴岡市都市再興基本計画等の関連計画の策定・改定が行われたことにより、これらに対応した現行計画の見直しが必要なこと。
- (4) 少子高齢化等の公園・緑地を取り巻く環境が大きく変化してきており、社会の変化に対応した長期的な観点での公園・緑地の取り組みが必要なこと。

## ■ 緑の基本計画の策定の目的

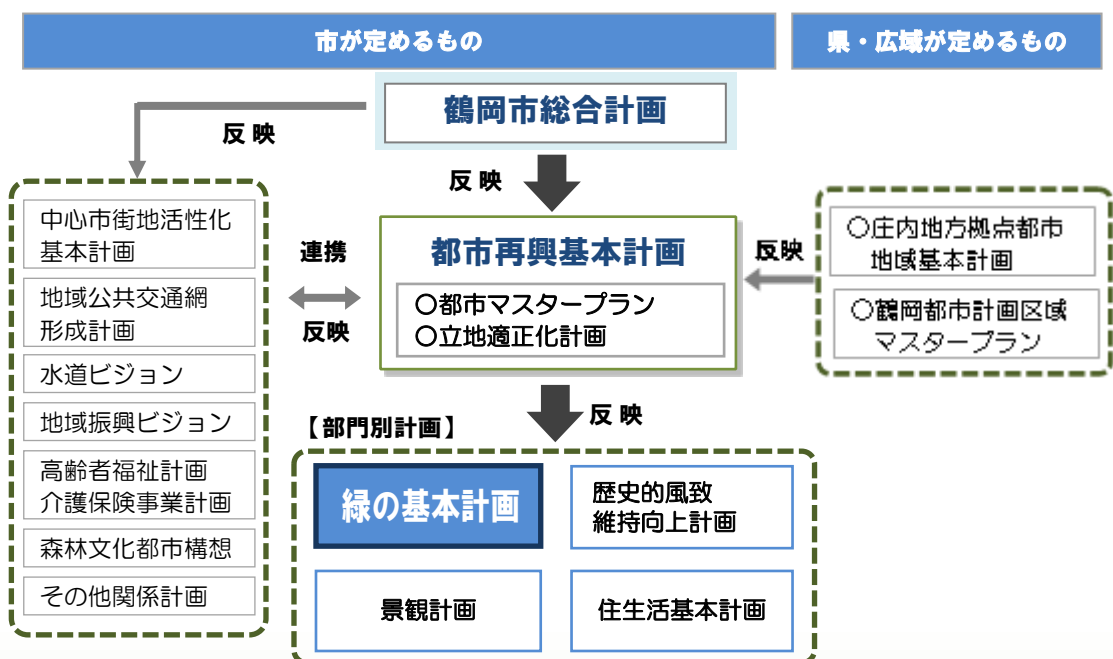
- (1) 子育て世代や高齢者に配慮した公園・緑地のあり方、施策の体系を検討し、緑の保全及び緑化の推進施策を示す。
- (2) 各地域の特性を踏まえ、バランスのとれた公園・緑地の配置のあり方、方針を整理する。
- (3) 市街地内に残る歴史的建造物等、良好な緑の保全を図るための制度等の活用の方針を整理する。
- (4) 既存の公園・緑地を有効に活用するため、維持管理等に係る長寿命化の考え・方針を整理する。
- (5) 官民協働による公園等の整備・運営方針を整理する。

# 2. 計画の位置づけと目標年次

## ■ 緑の基本計画の位置づけと目標年次

『緑の基本計画』は、「鶴岡市総合計画」に基づき、鶴岡市の都市づくりの指針となる「鶴岡市都市再興基本計画」の実現に向けた部門別計画の一つとして位置づけし、目標年次を概ね10年後の平成38年（2026年）とします。

【 計画の位置づけ 】

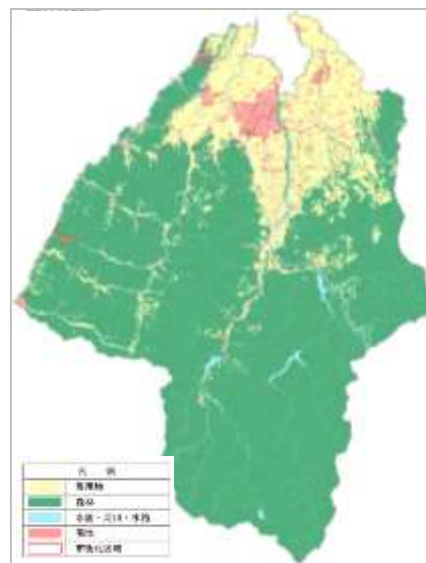


### 3. 緑の現状

#### ■ 土地利用の状況

平成16年に市街化区域及び市街化調整区域の制度を導入し、適正な範囲に市街化区域を指定したことにより無秩序な市街地の拡大を抑制し、郊外と農山漁村との均衡を保った土地利用となっています。また、市全体面積のうち、森林が約73%を占めていることから、今後も緑の保全と共生に努めていく必要があります。

【土地利用現況図】



【土地利用現況】

土地利用区分	面積 (ha)	構成比 (%)
農用地	18,380	14.0
森林	95,778	73.0
原野	4	0.0
水面・河川・水路	3,881	3.0
道路	4,057	3.1
宅地	3,362	2.6
その他	5,691	4.3
合計	131,153	100.0

資料：山形県統計年鑑（平成26年） 資料：鶴岡市国土利用計画参考資料（編集）

#### ■ 都市公園等の現状

本市の都市公園等の開設状況は、住区基幹公園等は市街化区域人口1人当たり2.6㎡/人、都市基幹公園は行政区域人口1人当たり2.6㎡/人と標準的な目標水準を下回っています。これらの公園は人口分布に応じた公園の充実とともに、**公園毎の個性化、個別化を図り、公園の回遊型利用を促す**ことも必要となっています。

【都市公園等の整備状況】（平成28年10月現在）

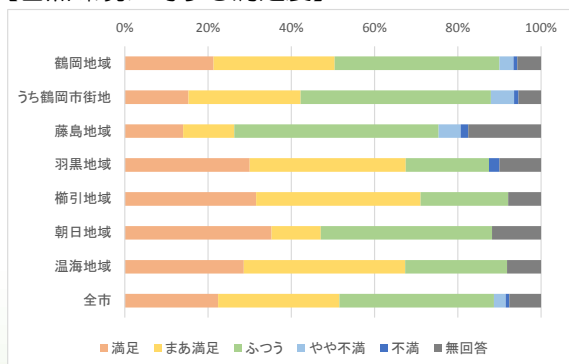
	行政区域		
	箇所数	面積(ha)	㎡/人
街区公園等	95	14.90	1.7
近隣公園	7	9.68	0.9
地区公園	-	-	-
住区基幹公園等 計	102	24.58	2.6
総合公園	1	11.97	0.9
運動公園	1	22.60	1.7
都市基幹公園 計	2	34.57	2.6
基幹公園 計	104	59.15	5.2
特殊公園	1	7.35	0.6
緑地	19	85.69	6.5
その他の公園 計	20	93.04	7.1
農村公園	64	15.90	1.2
都市公園等 合計	124	152.19	12.3

注）都市公園合計は、農村公園を除いています  
 街区公園等は緑地公園を含んでいます（0.25ha以上は除く）  
 小真木原公園は一部市街化区域外にあるが、市街化区域内として計上しています  
 大山公園は一部市街化区域外にあるが、市街化区域内として計上しています  
 住区基幹公園等の1人当たり面積は、市街化区域人口による

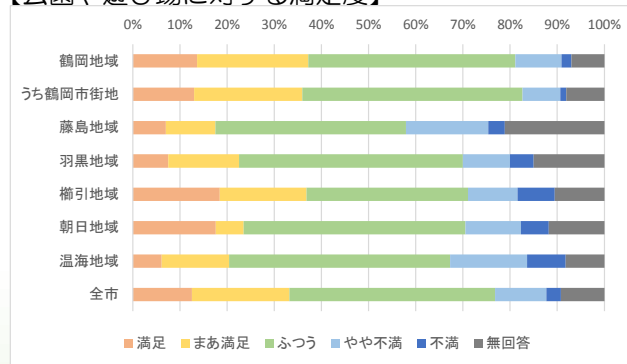
#### (参考)市民意見

- ・自然環境に対する満足度は、「満足」と「まあ満足」の合計が約52%、「不満」と「やや不満」の合計が約4%と、自然環境に満足している割合が高い。
- ・公園や遊び場に対する満足度は、「満足」と「まあ満足」の合計が約33%、「不満」と「やや不満」の合計が約14%となっている。

【自然環境に対する満足度】



【公園や遊び場に対する満足度】



## 4. 緑の将来像

### ■ 緑の将来像

平成17年10月に合併して誕生した新たな鶴岡市は、平成21年1月に鶴岡市総合計画を策定し、

“人 暮らし 自然 みんないきいき 心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡”

を目指す都市像として基本構想、基本計画（前期）を定めています。







緑の基本計画では、目指す将来都市像のもと、緑の現状や取り巻く環境、これからの緑のあり方を踏まえ、本市における緑の将来像を次のように定めます。

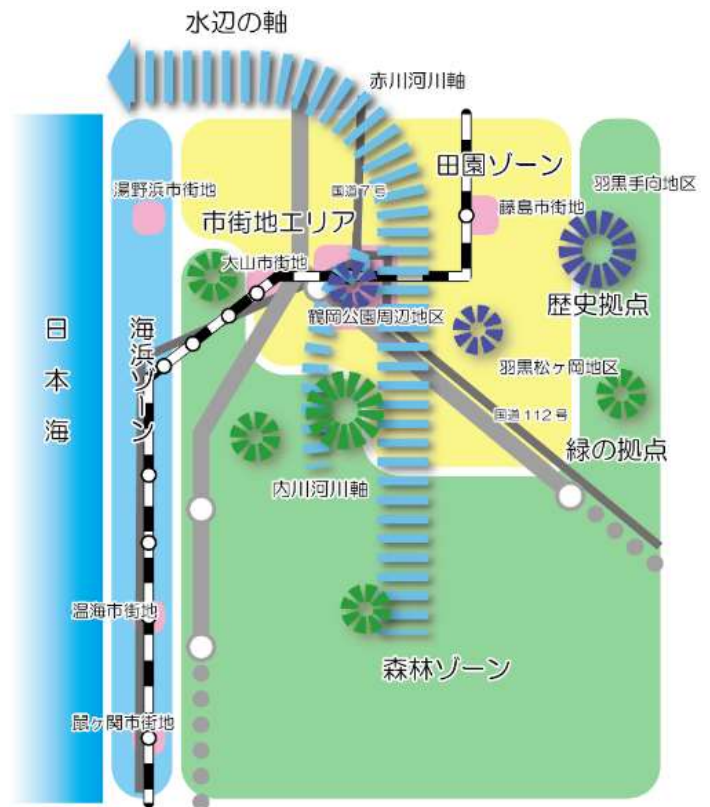
【 緑の将来像 】

緑が彩る歴史と文化が薫るまち 鶴岡

### ■ 緑の空間構成

緑の将来像ならびに緑の現況・特性を踏まえ、緑の空間構成を次のように設定します。

<b>森林ゾーン</b> 	月山をはじめとする山々が連なる市域の約73%を占める森林地帯で、国立公園や県立自然公園などに指定され、林業などを生業とし、多様な生態系を守る良好な緑です。
<b>田園ゾーン</b> 	庄内平野の南部に位置する田園地帯であり、良好な農地の広がりの中に集落が散在しています。山々を背景に水田と点在する屋敷林が良好な田園景観を形成しています。
<b>海浜ゾーン</b> 	日本海に面する海岸地帯です。海と磯浜、漁村集落、急峻な山地が織りなす独特の景観を形成しており、庄内海浜県立自然公園に指定されています。
<b>市街地エリア</b> 	鶴岡地区を中心として、大山、湯野浜、藤島、温海、鼠ヶ関に市街化区域が指定され市街地を形成しています。各市街地はそれぞれに独自の歴史・文化と土地利用を形成しています。
<b>水辺の軸</b> 	赤川水系と藤島川水系の各河川が山地部から平野部をとおり日本海に流れています。平野部では、川幅の広い赤川が主軸となった水辺の景観を形成しています。
<b>歴史拠点 緑の拠点</b> 	鶴岡公園周辺地区、松ヶ岡地区、手向地区は歴史的風致を有する歴史拠点、金峰山や月山高原などは良好な森林環境を生かした緑の拠点を形成しています。



【 緑の空間構成 】

## 5. 緑の施策の体系及び整備目標

### ■ 施策の体系

緑の将来像『緑が彩る歴史と文化が薫るまち 鶴岡』をもとに、将来像を実現する基本的な方針及び各々の施策の基本方針を次のように定めます。

緑の将来像  
『 緑が彩る歴史と文化が薫るまち 鶴岡 』

### 将来像の実現に向けた5つの基本方針

1. 未来につなぐ鶴岡の豊かな緑の保全  
次世代へ緑を引継ぐ施策、生物多様性に関する施策
2. 鶴岡の歴史・文化を継承する緑の保全  
本市固有の資源を引き継ぐ施策
3. 定住と健康な生活を支える公園・緑地の保全・整備  
基盤施設の充実に関する施策、老朽化対策などの施策
4. 暮らしや街にうるおいをもたらす緑環境の保全・創出  
地区計画等の制度を活用した緑化施策
5. 協働とマネジメントによる緑の保全・創出  
市民との協働や民間活力の導入などの施策

### ■公園・緑地の整備目標

#### 《公園・緑地の整備方針》

- 森林文化都市として森林を学び、森林を保全し、森林を活用する緑づくり
- 地域の拠点となる公園での賑わい創出の支援
- 市民の公園・緑地として愛される、市民が担い手となる公園管理の仕組みづくり
- 来訪者が楽しめる市街地緑地の整備を進め、民間主体による緑地空間の創出
- 人口フレームに応じた近隣公園の充実と街区公園の集約化

#### • 整備目標

街区公園等の身近な公園は、年少人口の規模に応じた遊具等の集約化・個別化を図りながら整備、確保に努めるとともに、優れた自然や景観などを構成する緑地等の保全、活用に努め、行政区域人口1人当たり15㎡/人を確保することを目標とします。

【 緑の整備目標 】

	平成28年10月現在			整備目標（平成38年）	
	面積(ha)	市街化区域 (㎡/人)	行政区域 (㎡/人)	市街化区域 (㎡/人)	行政区域 (㎡/人)
公園・緑地合計	152.19		12.3		15

## 6. 緑化重点地区

### ■ 緑化重点地区の設定

鶴岡公園とその周辺地区は、城下町の面影を色濃く残しており、内川が流れや歴史・文化資源が数多く点在しています。

また、庄内地域の中心的な商業地であり、本市のシンボルとなっています。

当地区では、本市固有の資源を活用して歴史的風致維持向上に向けた取組が重点的に進められる中、都市のシンボルとしてそれらに合わせて緑の推進施策を展開することが必要かつ効果的です。そのため緑化重点地区については、歴史的風致維持向上計画の重点区域「鶴岡公園とその周辺地区」と同一の範囲とし、さらに、「同区域内に存する内川両岸」（昭和橋～神楽橋区間）を緑化最重点地区として、三の丸景観ガイドラインをもとに生態系の保全と水辺空間の活用や散策路による賑わいづくりを目指します。

【 緑化重点地区の範囲（120ha） 】

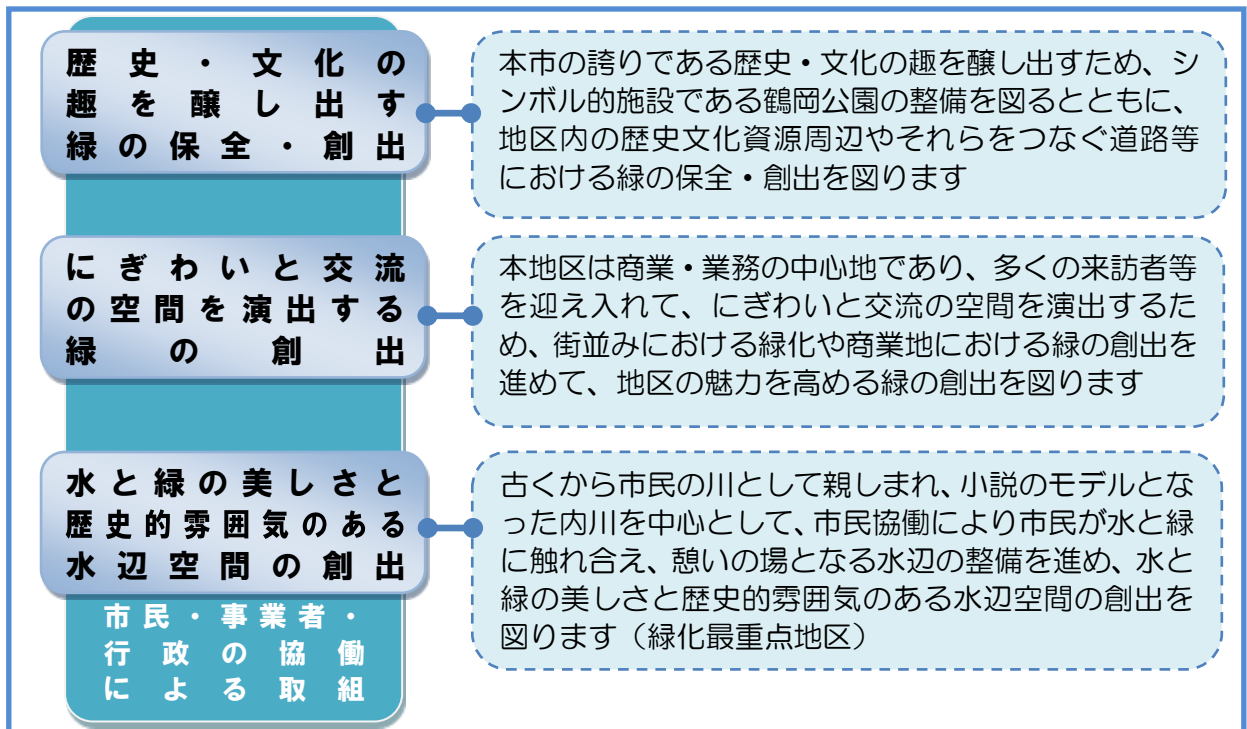


### ■ 緑化重点地区の基本方針

緑の将来像及び緑の推進方策、地区の現状・課題を踏まえて、緑化重点地区の基本方針を次のように設定します。

特に、最重点地区である内川ゾーンについては、三の丸景観ガイドラインにもとづき、山当て景観軸として周辺環境と調和し、ハグロトンボやイバラトミヨが棲める水質を確保し、桜並木を眺めながら散策できる水辺空間を創出します。

【 緑化重点地区の基本方針 】

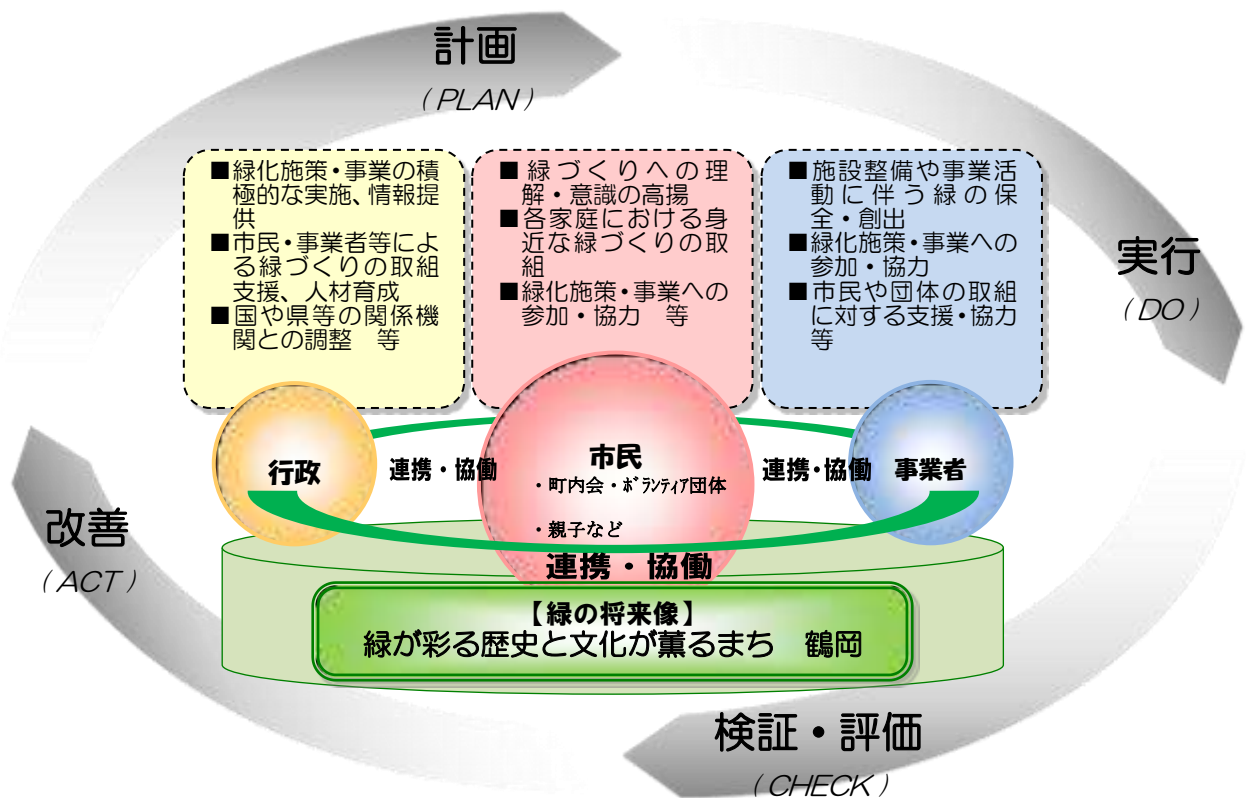


## 7. 計画実現に向けた推進体制

緑の将来像の実現のためには、行政の取組だけではきめ細かな対応が困難なことから、NPOやボランティアなどの団体を含む市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、**連携・協働**によって進めていくことが求められます。そのような市民協働による緑の保全や緑化活動等の展開に向けて、以下のような市民・事業者・行政による推進体制を強化して、計画実現に向けた取組を進めます。

また、着実な計画の実現に向けては、このような推進体制の基に、計画(PLAN)・実行(DO)・検証評価(CHECK)・改善(ACT)のいわゆる**PDCAサイクル**を実行し、**計画の進行管理**を進めます。

### ■市民・事業者・行政による推進体制



### ■市民協働による維持管理の取組方策

- 公園内に設置されている遊具等の施設は老朽化が進み、植栽や草の管理等の維持管理と合わせて公園施設の更新については多くの経費が必要となります。将来に向けて各種公園の役割・機能を明確にしながら、設置されている遊具等の計画的更新や集約化を行い、維持管理費の低減や公園施設の長寿命化を図ります。
- 公園施設の維持管理は、市の直営のほか、町内会等への委託、一部指定管理者制度を導入しています。今後も公園の管理・運営における適正化や市の財政負担の軽減化を図る観点から、住民との協働による維持管理を継続するとともに、指定管理者制度適用の拡大、施設管理や魅力づくりへの民間活力の導入を図ります。